平成27年　第1回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第２日）

平成27年３月４日（水曜日）

議事日程（第２号）

平成27年３月４日　午前10時00分開議

日程第１　議案第11号　平成２７年度対馬市診療所特別会計予算
日程第２　議案第12号　平成２７年度対馬市国民健康保険特別会計予算
日程第３　議案第13号　平成２７年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
日程第４　議案第14号　平成２７年度対馬市介護保険特別会計予算
日程第５　議案第15号　平成２７年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
日程第６　議案第16号　平成２７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
日程第７　議案第17号　平成２７年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
日程第８　議案第18号　平成２７年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
日程第９　議案第19号　平成２７年度対馬市水道事業会計予算
日程第10　議案第20号　対馬市行政手続条例の一部を改正する条例
日程第11　議案第21号　対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
日程第12　議案第22号　対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第13　議案第23号　対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
日程第14　議案第24号　対馬市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例
日程第15　議案第25号　対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第16　議案第26号　対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
日程第17　議案第27号　対馬市保育所条例の一部を改正する条例
日程第18　議案第28号　対馬市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
日程第19　議案第29号　対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
日程第20　議案第30号　対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
日程第21　議案第31号　対馬市助産施設条例の一部を改正する条例
日程第22　議案第32号　対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第23　議案第33号　対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例
日程第24　議案第34号　対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例
日程第25　議案第35号　対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第26　議案第36号　対馬市保育の必要性の設定基準に関する条例
日程第27　議案第37号　対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
日程第28　議案第38号　対馬市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例
日程第29　議案第39号　対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
日程第30　議案第40号　対馬市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
日程第31　議案第41号　対馬市生ごみ等堆肥化施設条例
日程第32　議案第42号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
日程第33　議案第43号　対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
日程第34　議案第44号　対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
日程第35　議案第45号　対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
日程第36　議案第46号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（仁位地区）
日程第37　議案第47号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）
日程第38　議案第48号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）
日程第39　議案第49号　市道の認定について（西高浜住宅団地内１号線）
日程第40　議案第50号　市道の認定について（西高浜住宅団地内２号線）
日程第41　議案第51号　工事請負契約の締結について
日程第42　議案第52号　長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第43　議案第53号　長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
日程第44　議案第54号　平成２６年度対馬市一般会計補正予算（第７号）

日程第45　発議第１号　議会改革特別委員会の設置に関する決議

日程第46　請願第１号　対馬市議会議員の定数削減を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第11号　平成２７年度対馬市診療所特別会計予算

日程第２　議案第12号　平成２７年度対馬市国民健康保険特別会計予算

日程第３　議案第13号　平成２７年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算

日程第４　議案第14号　平成２７年度対馬市介護保険特別会計予算

日程第５　議案第15号　平成２７年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算

日程第６　議案第16号　平成２７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算

日程第７　議案第17号　平成２７年度対馬市簡易水道事業特別会計予算

日程第８　議案第18号　平成２７年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算

日程第９　議案第19号　平成２７年度対馬市水道事業会計予算

日程第10　議案第20号　対馬市行政手続条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第21号　対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第22号　対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第13　議案第23号　対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第24号　対馬市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

日程第15　議案第25号　対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第26号　対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第27号　対馬市保育所条例の一部を改正する条例

日程第18　議案第28号　対馬市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

日程第19　議案第29号　対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

日程第20　議案第30号　対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

日程第21　議案第31号　対馬市助産施設条例の一部を改正する条例

日程第22　議案第32号　対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第23　議案第33号　対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例

日程第24　議案第34号　対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例

日程第25　議案第35号　対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第26　議案第36号　対馬市保育の必要性の設定基準に関する条例

日程第27　議案第37号　対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

日程第28　議案第38号　対馬市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例

日程第29　議案第39号　対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

日程第30　議案第40号　対馬市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

日程第31　議案第41号　対馬市生ごみ等堆肥化施設条例

日程第32　議案第42号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

日程第33　議案第43号　対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

日程第34　議案第44号　対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について

日程第35　議案第45号　対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について

日程第36　議案第46号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（仁位地区）

日程第37　議案第47号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）

日程第38　議案第48号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）

日程第39　議案第49号　市道の認定について（西高浜住宅団地内１号線）

日程第40　議案第50号　市道の認定について（西高浜住宅団地内２号線）

日程第41　議案第51号　工事請負契約の締結について

日程第42　議案第52号　長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第43　議案第53号　長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について

日程第44　議案第54号　平成２６年度対馬市一般会計補正予算（第７号）

日程第45　発議第１号　議会改革特別委員会の設置に関する決議

日程第46　請願第１号　対馬市議会議員の定数削減を求める請願

出席議員（20名）

１番	春田	新一君	２番	小島	德重君
３番	入江	有紀君	４番	船越	洋一君
５番	渕上	清君	６番	脇本	啓喜君
７番	黒田	昭雄君	８番	小田	昭人君
９番	長	信義君	11番	上野洋次郎君	
12番	齋藤	久光君	13番	小宮	教義君
14番	初村	久藏君	15番	大浦	孝司君
16番	小川	廣康君	17番	大部	初幸君
18番	兵頭	栄君	19番	作元	義文君
20番	山本	輝昭君	21番	堀江	政武君

欠席議員（１名）

10番　波田　政和君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮　満也君	次長	松本　政美君
課長補佐	國分　幸和君	主任	洲河　直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …… 財部　能成君
副市長 …… 髙屋　雅生君
副市長 …… 比田勝尚喜君
教育長 …… 梅野　正博君
しまづくり戦略本部長 …… 平山　秀樹君
総務部長 …… 桐谷　雅宣君
総務課長 …… 根〆　英夫君
総合政策部長 …… 平間　壽郎君
市民生活部長 …… 俵　輝孝君

福祉部長 ………………………………………………………… 仁位　孝良君

保健部長 ………………………………………………………… 福井　順一君

農林水産部長 ……………………………………………………… 阿比留勝也君

建設部長 ………………………………………………………… 西村　圭司君

水道局長 ………………………………………………………… 増田　敬一君

教育部長 ………………………………………………………… 豊田　　充君

中対馬振興部長 …………………………………………………… 多田　満國君

上対馬振興部長 …………………………………………………… 園田　俊盛君

美津島行政サービスセンター所長 ………………………………… 中村　三喜君

峰行政サービスセンター所長 ……………………………………… 三宅　一郎君

上県行政サービスセンター所長 …………………………………… 永野　清利君

消防長 …………………………………………………………… 竹中　英文君

会計管理者 ……………………………………………………… 阿比留　保君

監査委員事務局長 ………………………………………………… 糸瀬　美也君

農業委員会事務局長 ……………………………………………… 春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江　政武君）　おはようございます。報告します。波田政和君より欠席の届け出があっております。

次に、配付しております議案中、議案第１６号について、配付の正誤表のとおり訂正の申し出があっております。上程前であり、議長がこれを許可しておりますので、御了承を願います。

配付しております議事日程第２号により本日の会議を開きます。

日程第１．議案第１１号

日程第２．議案第１２号

日程第３．議案第１３号

日程第４．議案第１４号

日程第５．議案第１５号

○議長（堀江　政武君）　日程第１、議案第１１号、平成２７年度対馬市診療所特別会計予算から日程第５、議案第１５号、平成２７年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの５件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井　順一君）　おはようございます。ただいま一括議題となりました議案のうち議案第１１号から議案第１５号の５件につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

議案第１１号、平成２７年度対馬市診療所特別会計予算について、御説明いたします。１ページをお願いいたします。

平成２７年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億７，６９３万２，０００円とするものであります。第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから３ページにかけての第１表歳入歳出予算によるとするものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。８ページ、９ページをお願いいたします。

まず、歳入でありますが、１款診療収入、１項外来収入は、直営診療所の診療収入２億２，１１１万円を計上しております。

２款使用料及び手数料、１項手数料は、診断書等手数料の収入の見込み額を２７０万８，０００円としております。

３款県支出金、１項県補助金、へき地医療対策費補助金は、過去の実績等を考慮いたしまして９９７万５，０００円といたしております。

４款繰入金、１項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を１億７７７万５，０００円。

５款繰越金は、前年度からの繰越金として５０万円。

１０ページ、１１ページをお願いいたします。

６款諸収入、１項雑入は、予防接種、特定健診等による収入３，４８６万４，０００円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。１２ページ、１３ページをお願いいたします。

１款総務費、１項施設管理費、１目施設管理費は、２億７，４３１万６，０００円を計上しております。主なものといたしましては、１節報酬は、診療所看護師等１０名分、２，７２５万２，０００円、８節報償費は、豊玉、仁田診療所の医師４名分、８，８３３万７，０００円、１３節委託料は、診療所出張所への医師等の派遣委託料、施設設備費等の保守点検委託料など、３，４７５万９，０００円。１４ページ、１５ページをお願いいたします。１５節工事請負費は、豆酘診療所の下屋設置工事、佐須奈診療所の防水改修工事のため、９３７万６，０００円を計上しております。

１９節負担金補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など、１，３０６万９，０００円などを計上しております。

２款医業費、１項医業費は、直営診療所８施設分の医療用器具リース代、医薬材料費など、１億２６１万6，０００円を計上しております。

続きまして、議案第１２号、平成２７年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

なお、予算編成に当たりましては、一般会計からの法定外繰入金及び財政調整基金から合わせて約1億6，８００万円繰り入れて編成しております。

１ページをお願いいたします。

平成２７年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、別に定めるところによることを規定し、第１条第1項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ６５億3，０７６万9，０００円とするものであります。第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから６ページにかけての第１表歳入歳出予算によるとするものであります。

第２条で、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金につきましては、借入金の最高額を5億3，０００万円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。１０ページ、１１ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、１款国民健康保険税は、１目一般被保険者分と２目退職被保険者等を合わせまして１２億1，０７８万3，０００円を計上しております。

２款使用料及び手数料、１項手数料は、督促手数料７０万円を計上しております。

１２ページ、１３ページをお願いいたします。

３款国庫支出金、１項国庫負担金は、１目療養給付費等負担金１０億1，６１５万3，０００円、２目高額医療費共同事業負担金5，４１０万7，０００円、３目特定健康診査等負担金６１４万8，０００円、合わせまして１０億7，６４０万8，０００円を計上しております。

２項国庫補助金は、財政調整交付金を４億6，２０７万9，０００円計上しております。

４款療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金として1億7，５８３万5，０００円。

５款前期高齢者交付金、同じく社保診療報酬基金からでございますが、保険者間において前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため交付されるもので、１１億1，０７７万5，０００円。

１４ページ、１５ページをお願いいたします。

６款県支出金、１項県負担金は、１目高額医療費共同事業負担金5，４１０万7，０００円、２目特定健康診査等負担金６１４万8，０００円、合わせまして6，０２５万5，０００円計上しております。

２項県補助金、１目県財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせまして

２億２，８０１万１，０００円を計上しております。

８款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を合わせまして１６億５，２１３万８，０００円を計上しております。保険財政共同安定化事業交付金は、自治体間の保険税の平準化と財政の安定を図るため、２６年度まではレセプト１件当たり３０万円を超えるものを基準に算出されておりましたが、２７年度からは１円からが対象になりましたので、昨年度に比べまして約７億５，０００万円の増額になっております。

９款財産収入は、財政調整基金等の利子を８万６，０００円計上しております。

１０款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金は、１節保険基盤安定繰入金に２億５，３４６万３，０００円、２節職員給与等繰入金に３，４７９万１，０００円、３節出産育児一時金等繰入金に１，９６０万円を計上しております。

１６ページ、１７ページをお願いいたします。

４節財政安定化支援事業繰入金７，３０２万９，０００円、５節その他一般会計繰入金、これが法定外繰入金でございますが、１億円、合わせまして４億８，０８８万３，０００円を計上しております。

２項基金繰入金は、財政調整基金から６，８８０万６，０００円繰り入れております。

１２款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金など４００万２，０００円。１８ページ、１９ページをお願いいたします。４項雑入は、一般被保険者第三者納付金等の発生に備えるため予算費目を確保しているものです。

次に、歳出について御説明いたします。

２０ページ、２１ページをお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費は、２，７５２万５，０００円を計上しております。主なものといたしましては、３目医療費適正化特別対策事業、１２節役務費の中のレセプト点検事務共同事業手数料は、国保連合会に委託し、２次審査といたしまして医療と調剤などの点検を実施しているもので、１７２万５，０００円を計上しております。１３節委託料の中の糖尿病性腎症重症化予防事業委託料３３９万７，０００円は、平成２６年１０月から本市で取り組んでいる事業であります。本市は、透析患者が１００名を超す状況であり、糖尿病性腎症等の重症化を抑制するため、薬剤投与の継続や食生活の改善指導などを行っております。

２２ページ、２３ページをお願いいたします。

２項徴税費、１目賦課徴収費は２，５２４万７，０００円を計上しております。主なものといたしましては、１節報酬は、徴収率向上のための嘱託職員４名の雇用を予定しております。９９３万３，０００円です。１９節負担金補助及び交付金に、納税組合交付金として７２４万６，０００円を計上しております。３項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等２０万

８，０００円を計上しております。

２款保険給付費、１項療養諸費は、１目一般被保険者療養給付金３０億3，４３０万9，０００円、２目退職被保険者等療養給付費１億3，２７６万7，０００円など、２４ページ、２５ページをお願いいたします、合わせまして３１億9，６１１万1，０００円を計上しております。

２項高額療養費は、一般被保険者、退職被保険者の高額療養費分として４億４，９６５万８，０００円。２６ページ、２７ページをお願いいたします。４項出産育児諸費は2，９４１万6，０００円を計上しております。１目出産育児一時金は、７０名分、2，９４０万円の計上であります。５項葬祭諸費は１８０万円を計上しております。

３款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金等として6億3，７６９万4，０００円。

４款前期高齢者納付金は、支払基金から交付される前期高齢者交付金に対する納付金と事務費拠出金といたしまして５３万円。

５款老人保健拠出金は、事務費拠出金として５万円。

２８ページ、２9ページをお願いいたします。

6款介護納付金は2億9，９９８万円を計上しております。

７款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金は、１目高額医療費共同事業医療費拠出金２億1，６４３万2，０００円、２目保険財政共同安定化事業拠出金１４億8，３４６万3，０００円、合わせまして１６億9，９８9万5，０００円を計上しております。

８款保健事業費、１項特定健康診査等事業費は、主なものといたしまして、7節賃金は、特定健診の受診率向上のため5名の推進員を雇用するなど、６７７万4，０００円、１３節委託料は、特定健康診査委託料など、3，０８５万5，０００円。

３０ページ、３１ページをお願いいたします。

１９節負担金補助及び交付金の中にあります人間ドック補助金は、２７年度から開始します新規事業で、国民健康保険加入者が人間ドックを受診されるときに2万円を上限に助成する制度を設けまして、受診率の向上を図ろうとするものでございます。２００万円を計上しております。合わせまして5，１２５万5，０００円を計上しております。

9款基金積立金は、財政調整基金への積立金として8万5，０００円。

１０款公債費は、一時借入金利子として１００万円。

３２ページ、３３ページをお願いいたします。

１２款予備費は、1億1，０３０万9，０００円を計上しております。

続きまして、議案第１３号、平成２７年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。１ページをお願いいたします。

平成２７年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めることによることを規定し、第１条第１項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億6，４７７万1，０００円とするものであります。第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから３ページにかけての第１表歳入歳出予算によるとするものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。８ページ、９ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、１款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を合わせまして1億9，５５８万4，０００円の計上であります。

５款繰入金、１項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を合わせまして１億6，６５６万9，０００円を計上しております。

７款諸収入、２項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合により受け入れる保険料還付金として１６２万8，０００円。１０ページ、１１ページをお願いいたします。５項雑入は、保険料の還付未処理の受け入れ等のための９８万4，０００円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。１２ページ、１３ページをお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は、３，５５０万2，０００円の計上であります。主なものは、１９節負担金補助及び交付金、広域連合事務費負担金1，２３６万6，０００円であります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として３億２，７５３万7，０００円を計上しております。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等１６３万円。

１４ページ、１５ページをお願いいたします。

４款予備費は１０万2，０００円を計上しております。

続きまして、議案第１４号、平成２７年度対馬市介護保険特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

予算編成におきましては、国の介護報酬の改定や、第６期介護保険事業計画を反映させたものとなっております。１ページをお願いいたします。

平成２７年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めることによることを規定し、第１条第１項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３６億3，９１０万2，０００円とするものであります。第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから３ページにかけての第１表歳入歳出予算によるとするものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。８ページ、９ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものを御説明いたします。

１款保険料、１項介護保険料は、第１号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等５億６，５７１万１，０００円を計上しております。介護保険料は、平成２７年度から２９年度までの３年間は、基準額を月額５，７００円とし、所得等による段階を１０段階に区分、低所得者層の段階には公的資金の導入も配慮したものとなっております。

３款国庫支出金、１項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金６億４０９万６，０００円、２項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金３億８，３２０万５，０００円。

４款支払基金交付金は、第２号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金合わせまして９億６，６６２万５，０００円を計上しております。

１０ページ、１１ページをお願いいたします。

５款県支出金、１項県負担金は、介護給付費負担金及び認定従事者研修事業負担金、合わせまして５億９２１万円、２項県補助金は、介護予防事業及び包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として１，６７６万３，０００円。

６款財産収入は、介護給付費準備基金の利子分１４万１，０００円。

７款繰入金、１項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として４節に低所得者保険料軽減負担金繰入金１，４１０万円を新たに設け、合わせまして５億７，６４４万４，０００円、２項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入金を１，６９０万２，０００円計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。１４ページ、１５ページをお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費等７，５０３万４，０００円を計上しております。３項介護認定審査会費、１目介護認定審査会費は、委員報酬、意見書作成手数料など、２，６４２万２，０００円。１６ページ、１７ページをお願いいたします。２目認定調査等費は、認定調査委託料など１，５９８万５，０００円、合わせまして４，２４０万７，０００円、５項計画策定委員会費は、委員会開催経費といたしまして２５万７，０００円を計上しております。

２款保険給付費、１項介護サービス費等諸費は、居宅介護サービス給付費及び特例介護サービス給付費負担金２８億５，２５９万６，０００円、２項介護予防サービス等諸費は、居宅介護予防サービス給付費負担金及び特例介護予防サービス給付費として３億３，３４１万６，０００円を計上しております。

１８ページ、１９ページをお願いいたします。

３項その他諸費は、審査支払手数料３６３万９，０００円、４項高額介護サービス等費は７，１４２万６，０００円、５項高額医療合算介護サービス費は８０４万８，０００円、６項特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護サービス費等１億５，５７４万１，０００円を計上し

ております。

４款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として１４万2，０００円を計上しております。

２０ページ、２１ページをお願いいたします。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金は、第１号被保険者保険料の過年度分保険料払戻金など６０万2，０００円を計上しております。

８款地域支援事業費、１項介護予防事業費2，７３７万円、２項包括的支援事業・任意事業費6，８４２万4，０００円を、介護保険地域支援事業特別会計繰出金として計上しております。

続きまして、議案第１５号、平成２７年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。１ページをお願いいたします。

平成２７年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3，４８４万1，０００円とするものであります。第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから３ページにかけての第１表歳入歳出予算によるとするものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。８ページ、９ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、平成２６年９月に開催されました第３回定例会におきまして、議案第７８号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例を御承認いただき、介護保険地域支援事業基金を設置しましたので、平成２７年度から介護保険地域支援事業特別会計に、１款財産収入を設け、繰入金以降の款を繰り下げております。

１款財産収入は、介護保険地域支援事業基金利子1，０００円を計上しております。

２款繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金9，５７９万4，０００円を計上しております。

４款諸収入、１項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入3，９０４万5，０００円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。１０ページ、１１ページをお願いいたします。

１款地域支援事業費、１項地域支援事業運営費は9，１３２万3，０００円を計上しております。主なものは、地域包括支援センター３カ所の運営に要する経費といたしまして、職員等の人件費、運営協議会開催のための経費のほか、社会福祉協議会から専門職員として派遣をいただいております４名分の給与等負担金1，９３９万1，０００円であります。

２項介護予防事業費は、介護予防二次予防事業及び、１２ページ、１３ページをお願いいたします、一次予防事業費といたしまして９８５万6，０００円、３項包括的支援事業・任意事業費は３４１万4，０００円を計上しております。１９節負担金補助及び交付金の在宅歯科診療補助金２０万円のほか、認知症高齢者等の権利擁護のため、成年後見人制度報酬助成６０万円を新た

に設けております。また、２０節扶助費の介護用品支給等の扶助費１２６万６，０００円が主なものであります。

２款介護予防支援費、１項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料３，０２４万６，０００円を計上しております。

１４ページ、１５ページをお願いいたします。

３款基金積立金は、介護保険地域支援事業基金積立金として２，０００円計上しております。

以上、議案第１１号から議案第１５号までの保健部が所管する５つの特別会計の提案理由の説明を終わります。

また、各特別会計予算書の後方に給与費明細書を添付しております。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりましたので、これから５件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

────────────・────・────────────

<u>日程第６．議案第１６号</u>

○議長（堀江　政武君）　日程第６、議案第１６号、平成２７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田　満國君）　ただいま議題となりました議案第１６号、平成２７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。１ページをお願いします。

平成２７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５，４７１万６，０００円と定めるものであります。第２項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページ及び３ページの第１表歳入歳出予算によるとするものであります。

第２条で、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、４ページ及び５ページの第２表地方債によるとするものでございます。

１０ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、１款１項事業収入の２４８万２，０００円は、旅客運賃及び貨物運賃でございます。

２款国庫支出金、１項国庫補助金の１，６０３万４，０００円は、赤字航路事業国庫補助金でご

ざいます。

３款県支出金、１項県補助金の５３５万７，０００円も、同様に赤字航路事業に対する県補助金でございます。

４款繰入金、１項他会計繰入金の１，０７４万２，０００円は、赤字補填分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

１２ページをお願いします。

６款１項繰越金は、前年度繰越金を１０万円。

８款１項市債の２，０００万円は、乗降施設の改修に伴う旅客定期航路事業債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。１４ページをお願いします。

１款総務費、１項総務管理費の２，５５３万９，０００円は、職員及び船員等の人件費並びに旅費、旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

２款１項施設費の２，８６３万９，０００円は、１１節需用費で旅客船の燃料費及び修繕料。１６ページをお願いします。１５節の工事請負費で、老朽化した浮き桟橋等の撤去及び設置工事が主なものでございます。

３款１項公債費は、地方債の償還金利子として４３万８，０００円を計上させていただいております。

１８ページから２４ページにかけまして給与費明細書を、また、２５ページには地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照方お願いいたします。

なお、この調書に誤りがございまして、本日正誤表を配付させております。今後このようなことがないようにしてまいります。まことに申しわけございませんでした。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

────────────・────・────────────

日程第７．議案第１７号

日程第８．議案第１８号

日程第９．議案第１９号

○議長（堀江　政武君）　日程第７、議案第１７号、平成２７年度対馬市簡易水道事業特別会計予

算から、日程第９、議案第１９号、平成２７年度対馬市水道事業会計予算までの３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田　敬一君）　一括して議題となりました議案第１７号から議案第１９号の３件は水道局所管の議案でございますので、提案理由とその内容について続けて御説明申し上げます。

まず、議案第１７号、平成２７年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。予算書のほう、１ページお願いをいたします。

平成２７年度対馬市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９億１，７９４万２，０００円とするものであります。第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページ及び3ページの第１表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第２条地方債は、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は４ページの第２表地方債によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明申し上げます。８ページをお願いをいたします。

歳入でございますが、１款分担金及び負担金、１項負担金７７５万５，０００円は、水道利用加入金及び消火栓設置事業負担金でございます。

２款使用料及び手数料、１項使用料４億４，３０７万円は、水道使用料でございます。２項手数料８万５，０００円は、工事竣工検査手数料でございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金１億円は、簡易水道事業補助金。

５款財産収入、１項財産運用収入１万９，０００円は、簡易水道事業基金利子であります。

８ページ及び１０ページの６款繰入金、１項他会計繰入金２億７，９３８万３，０００円は、公債費償還金、高料金対策、建設費などに対する一般会計からの繰入金、２項簡易水道繰入金２，２５８万円は、簡易水道基金からの繰入金でございます。

７款１項繰越金１００万円は、前年度からの繰越金。

８款諸収入、１項雑入１，４０５万円は、道路整備事業に伴う水道管移設補償金。

９款１項市債５，０００万円は、簡易水道改良事業債であります。

次に、歳出について御説明いたします。１２ページをお願いをいたします。

１款簡易水道費、１項水道管理費、１目一般管理費１億４，９３８万８，０００円は、職員の人件費、水道検査料、検針及び料金徴収業務委託料、消費税納付金などが主なものでございます。

１２ページ及び１４ページの２目施設管理費１億３，５３２万４，０００円は、水道施設の維持管理経費が主なものであります。

１４ページ及び１６ページの２項水道建設費、１目水道建設費２億４，９７１万円は、簡易水道整備事業に係る経費を計上し、施設整備を計画的に実施するもので、主なものは、琴地区統合簡易水道整備工事であります。

２款１項公債費３億８，３０２万円は、長期債の償還元金及び償還利子を計上しております。

３款１項予備費として５０万円を計上しております。

１８ページからは給与費明細書などを添付しております。

以上が議案第１７号の概要であります。

続きまして、議案第１８号、平成２７年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明いたします。予算書の１ページをお願いをいたします。

平成２７年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２，３１５万１，０００円とするものであります。第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページ及び３ページの第１表歳入歳出予算によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。６ページをお願いをいたします。

歳入でございますが、１款使用料及び手数料、１項使用料２４５万２，０００円は、下水道使用料。

３款繰入金、１項他会計繰入金２，０６２万８，０００円は、一般会計からの繰入金。

４款１項繰越金１，０００円は、前年度繰越金。

５款諸収入、１項雑入７万円は、下水道加入金であります。

次に、歳出を御説明いたします。８ページをお願いをいたします。

１款下水道事業費、１項下水道管理費、１目一般管理費１５万１，０００円は、下水道使用水量の検針及び集金委託料など、２目施設管理費７４２万９，０００円は、処理施設の維持管理経費が主なものであります。

２款１項公債費、１目元金１，１８２万２，０００円は、長期債償還元金、２目利子３７４万９，０００円は、償還金利子を計上しております。

１０ページは地方債の調書を添付しております。

以上が、議案第１８号の概要であります。

最後に、議案第１９号、平成２７年度対馬市水道事業会計予算について御説明いたします。予算書のほう、１ページをお願いいたします。

第１条平成２７年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。第２条業務の予定量は、給水戸数６，２０１戸、年間総配水量１９０万７，３７０立方メートル、１日平均水量は５，２９５立方メートルであります。

主要な建設改良事業は３億５，２７５万円で、その概要は施設整備事業等で１億４３５万円、内院簡易水道基幹改良事業及び佐須簡易水道基幹改良事業費として２億４，８４０万円を予定しております。

次に、第３条で、水道事業収益３億３，９９０万７，０００円、水道事業費用３億２，６６３万円と予定額を定めております。

第４条で、資本的収入を２億５，７４９万円、資本的支出を３億８，５８１万６，０００円と予定額を定めております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億２，８３２万６，０００円は、当年度分消費税資本的収支調整額１，７９０万８，０００円、過年度分損益勘定留保資金８，５０８万７，０００円、当年度分損益勘定留保資金２，５３３万１，０００円で補塡するものであります。

２ページをお願いをいたします。

第５条で、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第６条で、一時借入金の限度額を１億円と定め、第７条は、予定支出の各項の経費の流用について定め、第８条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の指定を、第９条は、たな卸資産の購入限度額を１，０００万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第２４条第２項の規定により提案するものであります。

４ページから予算に関する説明書を、また、２１ページから参考資料として予算附属資料を添付しております。

以上で、議案第１７号、議案第１８号、議案第１９号の特別会計予算の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりましたので、これから３件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第１１号から議案第１９号までの９件は、配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は１１時５分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時04分再開

○議長（堀江　政武君）　再開します。

―――――――――――――・――――――・――――――――――――――

日程第１０．議案第２０号

日程第１１．議案第２１号

日程第１２．議案第２２号

日程第１３．議案第２３号

日程第１４．議案第２４号

日程第１５．議案第２５号

日程第１６．議案第２６号

日程第１７．議案第２７号

日程第１８．議案第２８号

日程第１９．議案第２９号

日程第２０．議案第３０号

日程第２１．議案第３１号

日程第２２．議案第３２号

日程第２３．議案第３３号

日程第２４．議案第３４号

日程第２５．議案第３５号

○議長（堀江　政武君）　日程第１０、議案第２０号、対馬市行政手続条例の一部を改正する条例から、日程第２５、議案第３５号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの１６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷　雅宣君）　ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第２０号から議案第２２号の３件につきましては、総務部の所管でございますので、続けて提案理由とその内容について説明を申し上げます。

まず、議案第２０号、対馬市行政手続条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は１ページでございます。

今回の改正は、さきの第１８６国会において法案が成立し、平成２７年４月１日より施行されます行政手続法の一部を改正する法律の改正に伴いまして、関係条項の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、「処分等の求め」の手続や「行政指導等の中止等の求め」の手続を申請することなどにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることなどを目的とするものでございます。新旧対照表の１ページのほうにございますので、あわせて御参照ください。

第２条、定義で、行政庁の定義を追加をし、第３３条で、行政指導を行う際に相手方に提示をしなければならない事項の追加、新旧対照表の６ページのほうでございます。第３５条で、行政指導等の中止等の求めに関する手続の新設、第３６条で、処分等の求めに関する手続の新設、あわせて、各条項の字句について改正をいたしております。

また、附則第１項で、改正条例の施行日を平成２７年４月１日と定め、第２項では、本条例の改正によりまして条項の移動が生じるため、対馬市税条例の関係条項を変更するものでございます。

次に、議案第２１号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は５ページでございます。新旧対照表は１０ページのほうとなっております。あわせて御参照ください。

今回の改正につきましては、かねてより厳原町小茂田並びに瀬、両地区に整備中でございました地区集会施設が本年３月末に竣工の予定でございます。完成に伴いまして施設の設置を条例に追加するものでございます。

改正の内容につきましては、第２条の表に「対馬市瀬ふれあいセンター」並びに「対馬市小茂田ふれあい館」の項を追加し、あわせて、第２条の表を改正するものでございます。

また、両施設の名称につきましては、それぞれの地区にて協議をいただいたものでございまして、地区の皆様の意向を踏まえて決定をさせていただきました。

附則で、改正条例の施行日を平成２７年４月１日と定めております。

続きまして議案第２２号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書は７ページからでございます。新旧対照表は１１ページからでございますので、よろしくお願いいたします。

今回の改正につきましては、平成２６年８月７日に人事院が内閣と国会に対し、国家公務員の給与について、平成２６年４月１日にさかのぼり平均０．３％の月例給の引き上げ、並びに勤勉手当の支給月数０．１５月の引き上げとあわせまして、平成２７年４月１日より給料表の平均２％の引き下げを柱とする給与改定を勧告したことによるものでございます。

これを受け、政府は、１０月７日、勧告どおりの改正を行うことで閣議決定を行い、１１月１２日に改正法が可決成立をいたしております。

今回の勧告では、７年ぶりの引き上げとあわせ、給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の見直しなどを行う勧告となっております。

本市におきましても、今回の人事院勧告に鑑み、一般職及び特別職等の給与について所要の改

正を行う必要があるため、本条例により関係条例等の改正を行うものでございます。
改正内容についてでございますが、第１条、第２条は、対馬市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。
第１条は、勤勉手当の平成２６年１２月期支給月数を現行０．６７５月を０．１５月引き上げ、また別表の給料表を平均０．３％引き上げるものでございます。
議案書の２０ページをお願いいたします。第２条で、平成２７年４月１日から給料表を平均２％引き下げ、平成２７年以降の勤勉手当の支給月数を６月、１２月ともにそれぞれ０．７５月にするなど諸手当の改正でございます。
議案書３３ページをお願いいたします。第３条、第４条は、任期付職員の給料月額並びに期末手当の支給月数を改定するものであり、第３条で、給料月額並びに平成２６年１２月期期末手当の支給月数の引き上げを、第４条で、平成２７年以降の給料月額等の引き下げを行うものでございます。
第５条から第１０条は、市長、副市長、教育長並びに市議会議員などの特別職の平成２６年１２期期末手当の支給月数の改正でございます。
平成２６年１２月期の期末手当の支給月数を現行「１．５５月」を０．１５月引き上げ「1．7月」に改正をし、平成２７年以降については6月期を「1．475月」に、１２月期を「1．625月」へとそれぞれ改正するものでございます。
附則第１条で、施行日を公布の日からとし、第１条、別表及び第３条に定める第６条第１項の表を平成２６年４月１日から適用し、第１条、第３条、第５条、第７条及び第９条の期末手当並びに勤勉手当の支給月数の改正を平成２６年１２月１日から適用し、第２条、第４条、第６条、第８条及び第１０条の施行日を平成２７年４月１日と定めるものでございます。
附則第２条及び第４条は、平成２６年４月１日及び平成２７年４月１日の給料表の改定に係る職員間の権衡がある場合の調整規定でございます。
附則第３条では、平成２６年４月からの月例給並びに１２月に支給した期末手当並びに勤勉手当の額が、改正後に遡及して支給する支給額の内払いである旨の規定でございます。
附則第５条は、給料表切り替えに伴い、平成２７年４月１日の給料月額が平成２７年３月３１日の給料月額に達しない場合、その差額相当額を支給する経過措置の規定でございます。
附則第６条は、平成２７年６月以降平成２９年１２月までに支給される期末勤勉手当の基礎額が、平成２７年４月１日の給料表切り替えにより平成２７年３月３１日の給料月額に達しない場合、給料月額とその差額相当額の合計額を期末勤勉手当の基礎額とする規定でございます。
附則第７条は、本条例施行に関する委任規定を定めたものでございます。
なお、本条例の改正につきましては、職員の給与改正に係る部分につきましては、職員労働組

合との間におきまして合意に達し、さらに特別職の期末手当に係る改正につきましては、特別職報酬等審議会において御審議をお願いをいたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第２０号、第２１号、第２２号についての提案理由といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山　秀樹君）　ただいま一括として議題となりました議案のうち、議案第２３号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明をいたします。本案につきましては、正誤表をお配りをさせていただいております。大変申しわけございませんでした。

議案書の３９ページをお開き願います。新旧対照表は２２ページから２５ページを御参照ください。

今回の条例改正につきましては、市営バス路線、スクールバス混乗路線につきまして、利用者の利便性及び効率的な運営を行うため、運行路線と使用料につきまして所要の改正を行うものでございます。

条例第４条第２項第２号及び第４号の改正につきましては、塩浦小学校を豊玉小学校に統合することに伴います現在のスクールバス混乗路線、塩浜・見世浦線を仁位・見世浦線に延長し、現在、対馬交通が運行をいたしております仁位・塩浜線を路線が重複することから廃止するものであります。

また、櫛・佐賀線につきましても対馬交通が運行する櫛・診療所前線を廃止し、利用者の多くが児童生徒であることから、スクールバス混乗路線として追加するものでございます。

別表第１に係る改正につきましては、４０ページ中段の鰐浦・比田勝循環線について、表中の経の先、西泊と国内ターミナル、比田勝港の停車順路を改正をし、スクールバス混乗路線の雞知・昼ケ浦線につきましては、新病院であります対馬病院が５月１７日に開院をすることから、この路線で利用者が対馬病院へアクセスできるように路線の延長及び延長分の使用料を定めるものであります。

４１ページになりますが、仁位・見世浦線につきましては、塩浦小学校を豊玉小学校に統合することに伴う路線の延長及び延長分の使用料を定めるものであります。

なお、櫛・佐賀線につきましては、スクールバス混乗路線として追加することに伴う使用料を定めるものでございます。

４２ページをお願いをいたします。別表第３、第２項第２号エの改正につきましては、１日フリーバス使用料につきまして、現在は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日におきまして１日１，０００円でバスを利用できるようになっているものを、平日にも利用で

きるように改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２７年４月１日から施行することとしておりますが、改正後の別表１の雞知・昼ケ浦線普通使用料の表中「樽ケ浜橋」、「樽ケ浜」、「対馬病院」に係る規定と別表第３第２項第２号エの規定、１日フリーバス券につきましては、新病院の開院に合わせ平成２７年５月１７日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長（堀江　政武君）　教育部長、豊田充君。

〇教育部長（豊田　　充君）　議長から一括議題がありました議案第２４号から議案第２６号は、教育委員会所管の議案ですので、続けて提案理由を説明させていただきます。

議案第２４号、対馬市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

議案集の４３ページをお開きください。題名を「対馬市教育支援委員会条例」に改め、第１条の設置中「心身障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めるものであります。

教育上、特別な支援を要する者に対し、早期から就学後までの継続した就学指導や必要な教育支援を福祉部などの関係機関と連携した取り組みを行うため、名称を「対馬市教育支援委員会」とするものであります。

附則として、この条例は平成２７年４月１日から施行することとしています。

続きまして、議案第２５号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

議案集の４５ページをお開きください。

対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例、運行区域ですが、第２条第３号中「塩浜」の次に「～仁位」を加え、同条中「第２６号」を「第２７号」とし、第１８号から第２５号までを１号繰り下げ、第１７号の次に次の１号（１８）を櫛～佐賀を加えるものであります。

また、一般利用者との混乗、第４条第２号中「塩浜」の次に「～仁位」を加え、同条の次に１号（５）櫛～佐賀を加えるものです。

今回の改正は、塩浦小学校が平成２７年４月に豊玉小学校に統合されることに伴う仁位までの延伸、櫛～佐賀間の運行区域の追加を行い、スクールバスを活用した一般利用者との混乗を図り、地域公共交通との連携を図るものであります。

なお、先ほどの第２３号議案の提案理由説明がありましたが、本条例の一部改正と関連した議案でございます。

附則として、この条例は平成２７年４月１日から施行することとしています。

次に、議案第２６号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例についてで

ございます。

議案集の４７ページをお開きください。

対馬市教職員住宅は現行では２１４戸を有しております。今回、施設の老朽化が激しく、今後においても入居者が見込まれず、安全面及び防犯面からも放置できない状況である教職員住宅１４戸を、条例第８条関係の別表から削除するものであります。

一部改正条例新旧対照表の２９ページから３４ページに今回削除する教職員住宅を下線で付しています。美津島町管内が２戸、峰町管内が４戸、上県町管内が５戸、上対馬町管内が３戸、計１４戸を削除することとしております。

今後においては、振興計画に計上し、年次計画により解体の方向で進めることとしています。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、３件の教育委員会所管にかかわる議案の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位　孝良君）　ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第２７号から議案第３１号につきましては、福祉部所管でありますので、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第２７号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の５３ページをお願いいたします。

平成２７年４月から子ども・子育て支援新制度が施行されます。この条例の一部改正は、新制度施行に関し、児童福祉法等の関係する法的根拠に基づき、内容を明確にするため改正するものであります。

第１条中「対馬市に居住する乳幼児」を児童福祉法に基づき「保育を必要とする乳幼児」に改め、また第４条第４項の保育時間及び時間外保育の改正につきましては、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第４条に規定する勤務時間に合わせるものであります。一部改正条例新旧対照表の３５ページに記載しています対照表で改正項目を御参照の上、御確認願います。

なお、附則で、施行日を平成２７年４月１日としております。

次に、議案第２８号、対馬市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

対馬市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第７７条第１項の規定に基づき設置をしております。

自治体は、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、変更する際にはこの会議の意見を聞かなければならないとされています。

また、同会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し、必要な事項について調査・審議することとされています。

子ども・子育て支援法では第２条において、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、家庭、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野において全ての構成員がおのおの役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないとも規定されています。

今回の改定は、これらを踏まえまして、本市の子ども・子育て会議の委員構成においてもより具体的に明確化しようとするものであります。新旧対照表３６ページを御参照願います。

また、第７条において、本支援事業計画を実効性あるものとすることから、専門分野に沿った具体的な検証、見直しを図るため部会を置くことができると定めています。

なお、附則で、施行日を平成２７年４月１日としております。

続きまして、議案第２９号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例についてその理由を御説明申し上げます。

議案集は５７ページです。

対馬市厳原町久田道１５９４番地４にあります久田道児童遊園は、久田道地区に管理を委託しておりましたが、同地区の総会において、児童の減少も著しく、また管理することへの負担もあることから、久田道地区としては遊園地としても地区の利用の場としても必要はなく、管理をしていくことができないとの旨決定したことの通知がありました。

この土地は私有地であり、地権者との間に土地賃貸借契約を締結しておりますが、その契約もこの３月末で期間満了となります。同遊園を利用する児童数も少なく、賃貸借契約も終了することから、この時期をもって当児童遊園を廃止しようとするものでございます。

なお、施行日を平成２７年４月１日としております。

参考資料の一部改正新旧対照表の３７ページに今回の改正部分を棒線に付しておりますので、御参照ください。

以上が議案第２９号の提案理由でございます。

次に、議案第３０号、対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集は５９ページでございます。

本条例は、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な高齢者を擁護し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に設置しています。

今回の改正は、上県町佐須奈に設置し直営で管理運営をしておりました特別養護老人ホーム日吉の里をこのほど譲渡しましたので、その譲渡に伴う一部改正でございます。

条例の第２条の表中、特別養護老人ホーム日吉の里の名称、位置、定員の項を削除しようとするものでございます。

また、附則の第２号で、あわせて特別養護老人ホーム特別会計を廃止しようとするものであります。

本特別会計は、特別養護老人ホームの円滑な運営とその経理の適正を図る目的で設置され、介護サービス収入及び国費、県費、地方債、繰入金等の収入をもって運営をしてまいりましたが、直営で管理運営をしておりました日吉の里は、先ほど述べましたようにこのほど譲渡し、残る３施設は指定管理者制度による管理運営を行っているため、特別会計設置の必要性がなくなりましたので、本条例を廃止しようとするものでございます。

経過措置として、附則の第３号で、出納整理期間の取り扱いについては、なお従前の例によるとするものでございます。

今後、関係する予算等は、一般会計で措置することとなります。

なお、施行日は平成２７年４月１日からしようとするものでございます。

参考資料の一部改正条例新旧対照表の３８ページに今回の改正資料を添付しております。御参照ください。

続きまして、議案第３１号、対馬市助産施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の６１ページでございます。

この助産施設は、児童福祉法第３６条に規定する施設で、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とするとされています。通常、生活保護受給者や低所得者で出産に多額の費用がかかりそうな人が対象となります。

今回改正する主な内容は、第２条の助産所の位置の変更であります。これまでは対馬いづはら病院の住所地でありましたが、このたびの（仮称）対馬地域新病院の開設に伴い所要の改正を行うものであります。

また、第３条から第５条第２項まで、実施基準を明確にするため改めておりますが、事務内容や手続等は従来どおりでございます。

新旧対照表は３９から４０ページでございます。

なお、附則で、施行日を新病院が開設される５月１７日からとしております。

長くなりましたが、以上が議案第２７号から議案第３１号までの提案理由でございます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀江　政武君）　保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井　順一君）　ただいま一括提案されました議案のうち、議案第３２号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集は６３ページですけれども、新旧対照表の４１ページから４３ページのほうをご覧いただければと思います。

今回の条例の一部改正は、第６期介護保険事業計画の策定により、平成２７年度から平成２９年度までの介護保険料について、保険料の基準額を月額「５，５２０円」から「５，７００円」に、年額で「６万６，２４０円」から「６万８，４００円」に引き上げるものでございます。

また、国が定める所得段階９区分を市では１０区分とし、介護保険料を所得に応じた保険料としておりまして、新旧対照表の４１ページから４２ページのとおりでございます。

なお、４３ページに附則として４項を追加しておりますが、本来、改正介護保険法は、平成２７年４月１日から施行されるものでございますが、附則で規定することで施行年度を遅らせる猶予規定となります。

まず、第５項では、介護予防日常生活支援総合事業については、体制整備の時間的必要性から平成２９年３月３１日まで施行を猶予する規定です。

第６項から第８項までは、それぞれ在宅医療介護連携の推進、生活支援サービスの充実強化、認知症施策の推進についての規定ですが、地域支援事業の充実に向けた取り組みへの必要性から、平成３０年３月３１日まで施行を猶予する規定です。

いずれも「市長が定める日」としておりますが、その翌日がそれぞれ施行日となります。

なお、介護保険条例の一部を改正する条例の施行日自体は平成２７年４月１日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第３２号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵　輝孝君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第３３号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の６７ページをお願いいたします。あわせて参考資料、一部改正条例新旧対照表の４４ページを御参照くださるようお願いいたします。

今回の改正は、昨年５月、新たに操業を開始しました対馬中部クリーンセンターにおいて、同施設から排出されるし尿汚泥を有効活用するため、９月より地域の一般家庭から排出される生ごみを加え発酵させた汚泥発酵肥料を試験製造しておりましたが、成分分析等の結果を踏まえ、市民に対し４月から販売を予定しているため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、対馬中部クリーンセンターで製造する汚泥発酵肥料を、同施設の小字名である「みうた」と登録し、ほかの２施設で製造販売している同様の汚泥発酵肥料と同じく１袋１２キ

ロを消費税込みの１００円で販売するものであります。

なお、附則で、施行期日を平成２７年４月１日といたしております。

以上で議案第３３号について提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（堀江　政武君）　上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田　俊盛君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第３４号、対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明いたします。

議案集の６９ページ、新旧対照表の４５ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、比田勝港に新たに建設しております国際ターミナルが新年度早々、一部供用開始が可能なことから、ターミナルの名称、位置並びに利用料を追加するものでございます。

まず、第２条の国際ターミナルの名称及び位置でございますが、既存の「比田勝港国際ターミナル」を「比田勝港第２国際ターミナル」に改め、同表厳原港国際ターミナルの項の次に、今回建設中の建物の名称を「比田勝港第１国際ターミナル」、位置として「対馬市上対馬町比田勝９５８番地１１」を加えます。

また、別表の施設利用料関係は、現在の国内ターミナル同様、事務所、売店、食堂、手荷物預かり及びコインロッカーを加えております。

なお、附則として、この条例は比田勝港第１国際ターミナルの国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（ソーラス条約）に基づいて、国際埠頭保安規程の承認を受けた日から施行し、別表の備考を除く改正規定は平成２７年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村　圭司君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第３５号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

議案書の７１ページをお願いします。

本議案の主な改正内容でございますが、本条例第２条に規定しております道路占用料の額につきましては、道路法施行令第１９条の規定する別表を準用して規定しております。

道路占用料の算定は固定資産税評価額を基準に所在地区分ごとに定められているところでございますが、今回、その所在地区分が現行３区分、甲・乙・丙地を５つの区分、第１級地から第５級地までに区分することとなっております。

今回、国の改正は、平成２６年４月１日から施行されております。この改正の施行を受け、対馬市の所在地区分が現行乙地から第５級地となるため、対馬市道路占用料の額を規定しております別表を以下のとおり改正するものでございます。

個々の占用料の改正内容につきましては、新旧対照表の４６から４９ページに添付しております。

なお、附則としまして、施行期日を平成２７年４月１日から施行することとしております。

なお、経過措置としまして、本条例の施行日の前日までに占用の許可を受けているものの占用料の額については、改正前の条例の例によるものとしております。

以上、簡単ですが、議案第３５号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江　政武君）　昼食休憩とします。再開は午後１時からとします。

午前11時47分休憩

午後０時59分再開

○議長（堀江　政武君）　再開します。

報告します。上野洋次郎君より、早退の届け出があっております。

一括議題となっております１６件について説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第２０号から議案第２２号までの総務部関係条例３件について、質疑はありませんか。７番、黒田昭雄君。

○議員（７番　黒田　昭雄君）　議案２１号はよかったですよね。２１号の対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例ということで質問したいんですが、瀬のふれあいセンターと小茂田のふれあい館が追加されたと思いますけども、これは市民の意向によってこういうふうになったということで、議案については反対するものではないんですが、考え方についてお伺いしたいというのが、今現在、こういったコミュニティーセンターを含めまして、漁民センターとか、いろいろな地域で集まるところが施設があるわけですけれども、今現在、市のほうでも空き家対策とか、また今回、教職員の住宅の改正もありましたけれども、今、国のほうでもなるべく地域コミュニティーの中で地域でできること、そういうことはやっていこうという流れの中で、新しく、今後、いろんなコミュニティーセンター、または漁民センターとか、そういうのが老朽化した場合、このように新たなものを建てられるという、そういう考えというのはこれからの時代いかがなものかなと感じるわけですけども、そこのところ、そういう議論があったのかどうかを含めまして、今後のことも含めまして御説明いただきたいと思います。

○議長（堀江　政武君）　市長、財部能成君。

○市長（財部　能成君）　今、黒田議員のほうから、これから先、公共施設をつくっていくに当たっての空き家とか、また空き校舎の話も出てくるかもしれませんが、教員住宅のお話もございました。それらをどのように使っていくのかということは、当然大事な視点であるというふうにも思っております。

千何百軒という空き家があるのも、空き家といいますか、ところが管理をこちらに任せていただけないという一面もあるんですけども、難しいところもありますが、少なくともそういう視点で、これからは臨まなくてはいけないとは思っております。

ただし、たまたま今回の瀬と小茂田という地域は、家の僕らがよく言う長男さんといいますか、長男さんがよく残ってある地域だものですから、そのようなのは散見できないような感じでございますけども、これからは今おっしゃられたような視点というのをしっかり入れて、考えていかなくてはいけないというふうに思いながら拝聴しておりました。ありがとうございました。

○議員（７番　黒田　昭雄君）　よろしくお願いします。

○議長（堀江　政武君）　いいですかね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　次に、議案第２３号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　次に、議案第２４号から議案第２６号までの教育委員会関係条例３件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　次に、議案第２７号から議案第３１号までの福祉部関係条例５件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　次に、議案第３２号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　次に、議案第３３号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　３３号について説明がございましたことで、生ごみを発酵物を加えて１袋１２キロ当たり１００円で売りますと、９月からそれをやるというようなことを聞いたわけですが、ここの施設でどのぐらいの生ごみの処理量を考えて、販売可能となった場合、年間どれだけの回転でその量が確保できるか、この説明を聞きたいと思います。

○議長（堀江　政武君）　市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵　輝孝君）　中部クリーンセンターでの堆肥の製造については、９月から佐保地区の農家の住民の方々から生ごみをいただいてできた汚泥と合わせて作成の試験をしてきたわけですけども、実質、つくり出したのが１２月からということで、現在、今の量でいくと、およそ２５０袋、３カ月、２月までで２５０袋ほどできる計算になっております。それでいくと、月大体１トン程度になろうかと思います。

まだ、生ごみの量とかについては若干少なくなっておりますので、今、９対１とか８対２とかという割合で計画はしておりますけども、搬入量等に合わせて投入をしておりますので、実質、月に何キロというような生ごみの搬入の計画は立てておりません。

以上です。

○議長（堀江　政武君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　大事なことは、これを利用する生産農家が使うか使わんか、ここが大きな課題でございますが、そこらは例えばこれをＰＲをどのようにして、生産団体とのこれを進める方向で、具体的な対応というのはなされておりませんか。非常にここが大事なところですが、その辺はどうなんですか。

○議長（堀江　政武君）　市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵　輝孝君）　でき上がった堆肥の使用については、現在、成分分析等の結果を終えて、ある程度、堆肥としての成分はあると、汚泥堆肥ということで販売はオーケーということで確認をとっております。現在はまだ試用中なので、今は地域の方々に還元をしている状況です。

ただ、この条例ができて、４月１日から袋詰め等が完成するわけですけども、ほかの２施設も、厳原と上対馬のほうにも同じような施設からできる汚泥堆肥がありますので、全島的に考えて、堆肥の販売については考慮していかなければいけないと思っております。

今のところ、袋詰めということで販売をいたしておりますが、農家が使用するに当たっては、袋詰めというのは大変不便を来しているんじゃないかと認識をしております。それで、できればばら売りといいますか、別途トン単位での販売ができないかというようなことで、方向性を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　終わります。

○議長（堀江　政武君）　よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　次に、議案第３４号、対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例

について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　次に、議案第３５号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております１６件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。１６件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから１６件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第２０号、対馬市行政手続条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号、対馬市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、対馬市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号、対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号、対馬市助産施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号、対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

────────────・──────・────────────

日程第２６．議案第３６号

日程第２７．議案第３７号

日程第２８．議案第３８号

日程第２９．議案第３９号

日程第３０．議案第４０号

日程第３１．議案第４１号

○議長（堀江　政武君）　日程第２６、議案第３６号、対馬市保育の必要性の認定基準に関する条例から、日程第３１、議案第４１号、対馬市生ごみ等堆肥化施設条例までの６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位　孝良君）　ただいま一括議題となりました議案第３６号から議案第３８号までの３議案につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案集の７５ページをお願いいたします。

初めに、議案第３６号、対馬市保育の必要性の認定基準に関する条例についてでございます。

平成２４年８月に子ども・子育て関連三法が制定され、この平成２７年４月から子ども・子育て支援新制度が施行されます。この制度では、小学校就学前の子供が幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用した場合には、子供のための教育・保育給付が給付されることとなりました。この給付を受けるためには、保護者が給付を受ける資格を有することなどの認定を受ける必要があります。認定に係る基準について、条例により定めるものでございます。

なお、この基準は、子ども・子育て支援法第２０条第３項に基づき、平成２６年６月９日に公布された国の内閣府令、子ども・子育て支援法施行規則をもとに定めることとされています。

では、内容につきまして御説明申し上げます。

第１条から第３条までは、条例の趣旨、保育の必要性の基準並びに保育必要量の区分を定めています。

次に、第４条では、保育の優先利用の基準を定めています。

附則で、施行日を平成２７年４月１日からとしています。

なお、あわせて、本条例の制定により、従来までの対馬市保育の実施に関する条例は廃止することをうたっています。

次に、議案第３７号、対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてでございます。

議案集の７９ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担額が平成２７年度から改定され、保育所保育料及び幼稚園保育料の見直しが必要になります。この料金改定にあわせて、就学前児童の教育と保育に係る利用者負担額を一本化した本条例を制定するものです。

第１条では条例の趣旨、第２条で負担額並びに第３条で利用者負担額の減免をうたっています

が、必要な事項は規則で定めることとしています。

附則で、施行日を平成２７年４月１日からとしています。

続いて、議案第３８号、対馬市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例について御説明いたします。

議案集の８１ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法第８７条において、子供のための教育・保育給付に係る市町村からの報告、提出、調査等に協力しない保護者や事業者等、また支給認定の変更、取り消しに際して、支給認定証の提出、返還に応じない保護者に対して、条例に基づき、市町村が１０万円以下の過料を科すことができる旨の規定があります。対馬市では、この子ども・子育て支援法の規定に基づく過料について、必要な事項を定めるものであります。

第２条で、正当な理由なしに、対馬市からの報告や物件の提出もしくは提示をせず、あるいは虚偽の報告をした者や質問に対して答弁等をしない人、もしくは必要な検査を拒み、妨げ、忌避した人等は１０万円以下の過料に処するとしております。

なお、附則で施行日を平成２７年４月１日としています。

以上で、議案第３６号から議案第３８号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀江　政武君）　保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井　順一君）　ただいま一括議案となりました議案のうち、議案３９号及び第４０号の２議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、両議案に共通するものでございますが、平成２６年４月１日施行の第３次地方分権一括法に基づき、地方公共団体が居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び地域包括支援センターの指定基準を条例で定めることとされたものです。その際に、従うべき基準、参酌すべき基準について省令改正が行われ、施行の日から１年を超えない期間内において、地方自治体が条例を制定しなければならないと定められ、今回、条例を制定するものでございます。

議案集の８３ページをお願いいたします。

初めに、議案第３９号、対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてですが、条例案は第１章から第５章までの全３５条及び附則で構成をしております。

第１章では、総則として、条例の趣旨、定義、基本方針等の一般原則を定めております。

８５ページの第２章では、従業者の必要数や管理者の配置等、人員に関する基準を定め、８５ページから９５ページの前段の第３章では、第７条から第３１条まで運営に関する基準を定めております。

９５ページ中段の第４章では、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基本取扱方針、具体的取扱方針等を定めています。

最後の第５章では、基準該当介護予防支援に関する基準として、準用規定、読み替え規定を設けております。

附則で、条例の施行日を平成２７年４月１日といたしております。

続きまして、議案集１０３ページをお願いいたします。

議案第４０号、対馬市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、本市の組織には地域包括支援センターという部署は出てまいりませんが、介護保険法第１１５条の４６に規定されており、平成１８年度からこれまで厚生労働省令の中で運用してまいりました。

しかしながら、こちらも第３次地方分権一括法の成立・公布に伴いまして、市町村が条例で定めることとされたものです。

第１条では趣旨規定を定め、第２条では用語の定義を定めております。

第３条では、被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことを基本として定めております。

第４条では、地域包括支援センターの職員数の基準を定めておりますが、保健師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定は、厚生労働省令の従うべき基準とされ、条例で異なる内容を定めることは許されません。ただ、そのほかについては参酌すべき基準とされ、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されます。

第５条では、第４条第２項で規定する対馬市地域包括支援センター運営協議会の適正な運営を定め、第６条では委任規定を設けております。

附則において、施行期日を平成２７年４月１日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第３９号及び第４０号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵　輝孝君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第４１号、対馬市生ごみ等堆肥化施設条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の１０７ページをお願いいたします。

今回の条例制定は、現在、美津島町根緒４７１番地に建設中であります生ごみ堆肥化施設の新設に伴い、新たに条例の制定を行うものであります。

主な条例の内容は、第１条で目的及び設置、第２条で施設の位置、第３条で施設への搬入の承認、第４条で施設の業務、第５条で搬入の手数料、第６条で管理の代行等について定めておりま

す。

なお、附則で、施行期日を平成２７年４月１日といたしております。

以上で、議案４１号についての提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりました。

これから６件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。１６番、小川廣康君。

○議員（１６番　小川　廣康君）　予定では付託される予定ですので、所管外ですので、１点だけお尋ねをしておきたいと思いますが、議案の第３６号になります。

対馬市保育の必要性の認定基準に関する条例が今回制定されようとしておりますが、施行が本年の４月１日から施行ということで附則のほうにうたわれておりますが、確認いたしますが、この条例は４月１日からですから、来年の入所の算定になるのか、もしくはこの４月１日からの、それぞれ今月より入所者の確定はあると思うんですが、そこらあたりの整合性といいますか、それをまず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（堀江　政武君）　福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位　孝良君）　国のほうから条例の施行もあっておりますので、この４月の入所児童の分から施行といいますか、判定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（堀江　政武君）　１６番、小川廣康君。

○議員（１６番　小川　廣康君）　この条例がまだ可決はされていないわけですが、それぞれ来年の４月１日からの入所される保護者の方にはそれぞれ行っていると思うんですが、私がなぜこれ言いますかというと、実はこういう事例があるんですね。市から保育所の応募がありました。それで、申し込みました。そのときはこういう条例がもちろんないわけですから、ちょっと今は待機児童が多いために、抽せんになるかもわかりませんというふうな市の対応であったようでございます。

しかし、その後、この条例の制定に向けて内部で検討されたと思うんですが、その後、電話で、あなたはお子様が２名ですので、市の基準によって入所はできませんという返事をされたそうですが、私は非常に冷たい接し方じゃないのかな。

本来ならば、これが４月１日からの施行ですので、可決されればですね、ですからこの１年間なら１年間、保護者に対して周知徹底をして、そして来年の４月１日からの入所の算定にされる分については、私は国の指導もありますからやむを得ないと思うんですが、受け付けた段階で定員オーバーしていますから抽せんになるかもわかりませんという対応をまずしています。その後、いろいろ国の指導がありまして、この条例の準備をされたんでしょう。実をいいますと、国からの指導がありますので、多子といいますか、３子以上を優先しますので、あなたはお子様が２人

ですので今回は入所ができませんと、果たしてそれでいいんでしょうかね。

私は、この４月１日からの条例が生きてくるならば、この１年間、やはり保護者に対してのそういう入所基準といいますか、優先順位、それをまず示してから取りかかっていただきたかったなと思います。

きのうの本会議の中で黒田議員も質問されましたけど、特に雞知の保育所１カ所で、へき地はありますが、非常に待機が恒常化しております。非常に保護者の方は困っておられます。勤務が厳原の方は厳原の保育所なんかに朝夕送迎されるんですが、特に雞知の市街地で働いておられる方は厳原までわざわざ朝夕送っていって、迎えに行かなきゃいけないと。特に、今後、新病院が５月から開院いたしますが、この傾向はますます私は拍車がかかるんじゃないかと。

私は、市長にもお願いしておきます。子育て支援、子育て支援と言いますが、やはり抜本的にこれを見直さないと、非常に慢性化してしまうといいますか、第３子以上であれば優先しますと言いますが、２子がいなければ３子ができないわけですから、そこらあたり、私は基本的に考えていただきたいと思いますが、もう一度確認いたしますが、そういう手順で今事務的には進めていると思いますが、この４月１日からそういう基準でやるということですかね。

○議長（堀江　政武君）　福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位　孝良君）　この４月から、この手順で進めております。

○議員（１６番　小川　廣康君）　いいです。

○議長（堀江　政武君）　よろしいですか。ほかに、１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　１０７ページの議案第４１号、先ほどもごみのことをちょっと触れたんですが、これはたしか１年半前か２年前の私は計画の概要をちょっと聞いておったんですが、これは家庭用生ごみという提言の中で、農林水産省の補助事業を受けた施設だと思います。そのときには家庭用というふうな事業の提言がございます。この運用になりますと、対馬市生ごみという言葉になっております。

私が申し上げていることは、例えば魚の解体した残渣、例えばマグロの内臓、これをここに持ち込んだ場合、肥料として活用する方向はわかりはしますが、補助事業の制度の中で、家庭用生ごみという１つの補助対象の中からこれが運用の中でいいのか、これ補助事業の取扱要綱に触れないのか、これを確認の上にこのことをやっているのかをお尋ねします。

○議長（堀江　政武君）　市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵　輝孝君）　生ごみ施設の堆肥の投入というか、生ごみの件でしょうけども、本来、確かに国の農山村漁村支援プロジェクトですか、プロ交の補助金を受けて事業を開始したわけですけども、当初、確かに農作物、特にアスパラ等を表に計画を立てております。その生産増加ということで、生ごみを使って分別収集を行い、堆肥化を図るということで、基本計画、そ

れから事業の承認を受けて、申請を行っている状況であります。

ただ、添加物等については表記等がありませんので、生ごみとあわせて、その他残渣には限らず、ありとあらゆる島内でできる添加物等があれば、試験的にでもまぜて、いろんな意味で循環型の堆肥をつくりたいと。

特に、今、対馬市のほうで、農林のほうでもバークと魚の残渣ということで、大変いい堆肥ができたという実証実験があっておりますので、計画を進めていく中で、魚の残渣を生ごみの堆肥と合わせれば、大変いい残渣ができるんじゃないか、循環型の社会ができるんじゃないかということで、生ごみにあわせて魚の残渣も投入する計画をいたしております。

以上です。

○議長（堀江　政武君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　対馬市が補助事業を行う前の事業計画書を見られてから、今の答弁ですか。そういうふうなことが最初から入っていますか。

私の説明を聞いた範囲では、家庭用という言葉が入っておりました。当時の説明では。だから、その辺をここで言い合ってもしようがございませんが、運用上の話で今やっているから、それはわかるんですが、当初の計画とこの問題が、補助事業の取り扱い上、問題ないかというふうなことを言っているわけです。ですから、それがその場でわからねば、今会期中の中で確認すれば結構です。

以上で終わります。

○議長（堀江　政武君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております６件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託します。

日程第３２．議案第４２号

○議長（堀江　政武君）　日程第３２、議案第４２号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間　壽郎君）　ただいま議題となりました議案第４２号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書は１０９ページでございます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第

１項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案しております１６の辺地のうち、新規計画が美津島町鴨居瀬、豊玉町仁位、同じく塩浜、峰町佐賀、上対馬町泉の５辺地で、変更計画が厳原町の厳原、久和、内院、美津島町雞知、豊玉町廻、上県町佐須奈、佐護、仁田、伊奈、上対馬町琴、一重の１１の辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容をかいつまんで御説明申し上げます。総合整備計画書（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、新規計画から説明いたします。１１０ページをご覧いただきたいと思います。

鴨居瀬辺地は、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新する計画でございます。

なお、８辺地で車両の更新を計画しておりますので、事業費は８辺地とも同額での計上となります。

続きまして、１１１ページ、仁位辺地でございますが、豊玉診療所で使用している昇降フローティング撮影台を更新する計画でございます。

なお、２辺地で医療機器の更新を計画しておりますので、事業費は２辺地とも同額での計上となります。

続きまして、１１２ページをお願いいたします。塩浜辺地でございます。塩浜小学校が豊玉小学校に統合されることに伴い、遠距離通学となる児童の交通手段を確保するため、スクールバスの購入及びスクールバスの車庫を建設する計画でございます。

次に、１１３ページの佐賀辺地でございますが、消防団に配備されている消防ポンプ自動車を更新する計画でございます。

続きまして、１１４ページの泉辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新する計画でございます。

続きまして、変更計画になります。

まず、１１５ページの厳原辺地でございます。消防署に配備されている高規格救急車、小型動力ポンプ付積載車、化学付消防ポンプ自動車の更新を追加するものでございます。

続きまして、１１７ページの久和辺地でございます。消火栓の布設替えを追加するものでございます。

続きまして、１１８ページ、内院辺地でございますが、漏水事故等が多く、施設の維持管理に苦慮しております水道設備の改良を追加するものでございます。

次に、１１９ページ、雞知辺地でございますが、水の安定供給の中枢を担う雞知地区中央監視装置の更新及び消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載車の更新を追加するものでございます。

続きまして、１２１ページ、廻辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ

付積載車の更新を追加するものでございます。

続きまして、１２２ページの佐須奈辺地でございます。佐須奈診療所で使用している歯科ユニットの更新及び林道茂崎線の落石防止工事を追加するものでございます。

続きまして、１２３ページ、佐護辺地でございますが、小型動力ポンプ付積載車の更新を追加するものでございます。

次に、１２５ページの仁田辺地でございます。消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載車の更新及び消火栓の布設替えを追加するものでございます。

次に、１２７ページの伊奈辺地でございますが、消火栓の布設替えを追加するものでございます。

次に、１２８ページの琴辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車の更新及びスクールバス車庫の建設を追加するものでございます。

最後に、１３０ページの一重辺地でございますが、消防団に配備されております消防ポンプ自動車の更新を追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第４２号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

────────────・────・────────────

日程第３３．議案第４３号

日程第３４．議案第４４号

日程第３５．議案第４５号

○議長（堀江　政武君）　日程第３３、議案第４３号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてから、日程第３５、議案第４５号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についてまでの３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷　雅宣君）　ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第４３号につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

議案書は１３１ページでございます。

議案第４３号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてでございますが、本案件は議案第２１号にて先ほど可決決定いただきました、対馬市瀬ふれあいセンター並びに対馬市小茂田ふれあい館の管理運営につきまして、市内各区において管理する各集会施設と同様、それぞれの区に管理をお願いしようとするもので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の相手方につきましては、対馬市瀬ふれあいセンターにつきましては、佐須瀬区、対馬市小茂田ふれあい館につきましては、小茂田区でございます。

指定の期間は、平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までの５カ年といたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田　俊盛君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第４４号、対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明をいたします。

議案集の１３３ページをお願いいたします。

昨年９月議会において提案し、議決いただきました対馬市仁田ダム運動公園条例第３条により、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、公募により指定管理者を指定するものでございます。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第２条により、公募の結果、対馬ゴルフ倶楽部１団体のみの申請がございました。

審査の結果、指定管理者候補、対馬ゴルフ倶楽部、理事長、田代治徳氏を指定管理者と指定したく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理期間は平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までの５年間といたして

おります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君）　ただいま一括議題となりました議案第４５号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書の１３５ページをお願いいたします。

本案件は、対馬ふるさと伝承館の管理運営につきまして、平成２２年４月１日より、有限会社上野食品を指定管理者として委任し、管理運営を行ってきておりますが、平成２７年3月３１日をもって契約期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、公募、審査を行い、指定管理者候補を選定し、昨年１２月の第4回定例会において指定管理者の指定についての議案を上程しておりましたが、候補者から辞退届が提出されましたので、議案の取り下げをお願いし、御承認をいただいたものでございます。

このため、改めて指定管理者候補を選定する必要が生じましたので、同条例の規定に基づき、再度公募を行ったところ、５団体からの応募がありました。

選定の結果、指定管理者候補、一般財団法人対馬市農業振興公社理事長、永留正司氏を選定し、指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、同条例施行規則の規定に基づき、対馬市指定管理者選定委員会により申請書の内容についての審査及び候補者出席のもと、ヒアリングを実施いたしました。選定方法及び基準に沿って公正に審査した結果、応募要領の選定基準を満たし、かつ審査ヒアリングの実施により、現在の経営状況及びその実績、指定管理者としての今後の事業計画、収支計画並びに経営能力、管理能力など総合的に判断し、一般財団法人対馬市農業振興公社理事長永留正司氏を指定管理者として選定いたしました。

なお、指定管理料はゼロ円としております。

また、指定管理期間につきましては、平成２７年４月１日より平成３２年３月３１日までの５年間を予定しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりました。

これから３件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第４３号から議案第４５号の３件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は２時１０分からとします。

午後１時57分休憩

午後２時09分再開

○議長（堀江　政武君）　再開します。

────────────・────・────────────

日程第３６．議案第４６号

日程第３７．議案第４７号

日程第３８．議案第４８号

日程第３９．議案第４９号

日程第４０．議案第５０号

○議長（堀江　政武君）　日程第３６、議案第４６号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（仁位地区）から日程第４０、議案第５０号、市道の認定について（西高浜住宅団地内２号線）までの５件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田　満國君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第４６号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（仁位地区）につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の１３７ページをお願いします。本議案は、地方自治法第９条の５第１項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第２６０条第１項の規定により、字の区域を変更するために議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施工いたしました仁位港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を豊玉町仁位字ハロウに編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、添付いたしております議案集１３８ページの位置図、１４０ページの図面の薄く黒塗りで表示している部分でございますが、豊玉町仁位字ハロウ２０８９の１７、２０８９の１９、２０８９の２２、２０８９の２６から２０８９の２９まで、２０８９の３６、２０８９の３７、２０９０、２０９１の3、２０９１の4及び２０９１の１５地先で、面積が1万５０７．１６平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江　政武君）　建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村　圭司君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第４７号から第５０号までの４議案は建設部の所管となりますので、提案理由とその内容を続けて説明申し上げます。

初めに、議案第４７号、４８号でございますが、いずれもあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての議案でございます。

本２議案は、地方自治法第９条の５第１項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第２６０条第１項の規定により字の区域を変更をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第４７号雞知地区でございますが、議案書の１４３ページをお願いします。

本件は、長崎県が事業主体で施工しました竹敷港湾改修事業に伴い、埠頭用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を美津島町雞知字陽樽ノ濱に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、添付しております議案書１４４ページの位置図、１４５、１４６ページの図面の太線で囲んで表示している部分でございますが、美津島町雞知字陽樽ノ濱乙４７１の1から乙４７１の6、乙４７４、乙４７４の5、乙４７７の3、乙４７１の8、乙４７１の１０、乙４７１の１２及び乙４７１の１４地先で、面積2,３７１．０７平方メートルの土地でございます。

次に、議案第４８号でございますが、議案書１４９ページをお願いします。本件は、長崎県が事業主体で施行しました厳原港湾改修事業に伴い、埠頭用地・道路用地・保管施設用地として公有水面埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を厳原町東里字野良に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、添付しております議案書１５０ページの位置図、１５１、１５２ページの図面の太線で囲んで表示している分でございますが、厳原町東里字野良３００、３０１の1、３０１の6、３０１の8、３０１の３８から３０１の４０及び３０１の４７地先で、面積1万1,５３２．１９平方メートルの土地でございます。

続きまして、議案４９、５０号、２議案でございますが、いずれも市道認定についての議案でございます。この２議案は、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

これは国道３８２号から市道樽ノ濱陽線を経由した新興住宅地であります西高浜団地内の道路

で、平成２６年１０月２３日、土地所有者より寄附採納願が提出されましたので、１１月１０日現地調査したところ、市道認定基準も満たしており、平成２６年１２月１５日に対馬市への所有移転登記も完了しております。よって、今回市道認定をお願いするものでございます。

西高浜団地内１号線が議案書１５６ページの位置図に示しておりますとおり、市道樽ノ濱陽線に接続する対馬市美津島町雞知字樽ノ濱陽を起点とし、対馬市美津島町雞知字樽ノ濱陽を終点とする延長１２４メーターの道路で、西高浜住宅団地内２号線が、議案書１５８ページの位置図に示しております市道西高浜住宅団地内１号線に接続する対馬市美津島町雞知字樽ノ濱陽を起点とし、対馬市美津島町雞知字樽ノ濱陽を終点とする延長１４３．８メーターの道路でございます。

以上、簡単でございますが、議案第４７号から５０号までの提案理由について説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江　政武君）　提案理由の説明が終わりました。これから５件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております５件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。５件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、５件について一括して討論、採決を行います。議案第４６号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（仁位地区）、議案第４７号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）、議案第４８号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）、議案第４９号、市道の認定について（西高浜住宅団地内１号線）、議案第５０号、市道の認定について（西高浜住宅団地内２号線）の５件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め採決します。５件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。５件は原案のとおり可決されました。

────────────・────・────────────

日程第４１．議案第５１号

○議長（堀江　政武君）　日程第４１、議案第５１号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田　俊盛君）　ただいま議題となりました議案第５１号、工事請負契約の締結について、（仮称）比田勝認定こども園新築工事（建築本体）につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案集の１５９ページをお願いいたします。本議案は、（仮称）比田勝認定こども園新築工事（建築本体）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、去る２月１７日に８社による一般競争入札を実施した結果、星野建設株式会社対馬支店支店長星野光圀氏が３億８，８１１万２，５７１円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した４億１，９１６万１，５７６円で、去る２月２３日、同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結いたしております。ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、添付いたしております参考資料１６０ページから１６４ページをご覧ください。（仮称）比田勝認定こども園、木造２階建て、建築面積９４７．６２平方メートル、延床面積９９８．５０平方メートルの発注でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議案第５１号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４２．議案第５２号

日程第４３．議案第５３号

○議長（堀江　政武君）　日程第４２、議案第５２号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について及び日程第４３、議案第５３号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についての２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷　雅宣君）　ただいま一括として議題となりました議案のうち、議案第５２号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書は１６５ページでございます。議案第５２号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、今回の改正は、本年3月３１日をもって、長崎県南部広域水道企業団が解散することに伴いまして、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

また、組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものにつきましては、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決することとするため、特別決議についてあわせて規定をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井　順一君）　ただいま議題となりました議案第５３号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案集は１６９ページ、１７０ページをお願いいたします。対馬いづはら病院と中対馬病院を統合し対馬病院とし、引き続き病院企業団で経営することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

変更内容といたしましては、別表１中「対馬いづはら病院、中対馬病院」を「対馬病院」に改めるものであり、この規約変更について地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりました。これから２件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。２件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。２件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、２件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。議案第５２号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第５３号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についての２件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。２件は原案のとおり可決されました。

────────────・────・────────────

日程第４４．議案第５４号

○議長（堀江　政武君）　日程第４４、議案第５４号、平成２６年度対馬市一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷　雅宣君）　予算の説明に入ります前に、本予算書の提出が当日配付になりましたことに対してお断りを申し上げます。国の補正予算の成立以降、予定事業の事業内容等につきまして関係機関との協議に日程を費やしたところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました議案第５４号、平成２６年度対馬市一般会計補正予算（第７号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、去る２月３日に成立いたしました国の平成２６年度補正予算（第１号）に伴う事業の予算が主なものでございます。

緊急経済対策は、経済の好循環を確かなものとするため、地域住民生活の緊急支援や「まち・ひと・しごと」の創生に向けた総合戦略の先行実施、災害復旧、災害対策の強化等を講じることとされ、本市においても速やかに実行してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の１ページをお願いいたします。平成２６年度対馬市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによることを規定をし、第１条第１項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億８，３００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５２億６，６２０万円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、２ページからの第１表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

第２条繰越明許費の補正は、繰越明許費の追加及び変更を４ページからの第２表繰越明許費補正によるものとし、１２件の追加、１件の変更でございます。

第３条地方債の補正は、地方債の追加及び変更を６ページからの第３表地方債補正によることと定め、一般補助施設整備等事業債を追加し、緊急防災、減災事業債の限度額を変更増とし、合わせまして５９億6，９２０万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明いたします。

歳入でございますが、１０ページをお願いいたします。１０款地方交付税は、普通交付税を１，１３２万3，０００円の追加、１４款国庫支出金は、離島活性化交付金及び地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金１億9，２４７万7，０００円、１５款県支出金は、林道開設事業補助金3，０００万円、２１款市債4，９２０万円をそれぞれ計上いたしてございます。

続きまして、歳出についてでございますが、今回補正します緊急経済対策等の事業につきましては、参考資料のほうをお願いいたします。参考資料1ページに記載をいたします１３事業でございます。その代表的なものの主なものにつきまして御説明をいたします。

資料1ページ、下段にございます対馬域内消費拡大事業でございます。予算書は１４ページのほうになります。7款1項2目商工振興費でございます。プレミアム付き商品券等を発行し、市内の消費拡大、商工の発展、子育て世代の支援を図るもので、事業費は9，５０５万8，０００円を予定をしております。

参考資料は4ページの中ほどの創業等支援事業をお願いいたします。予算書は１２ページの企画費でございます。市内における創業や新たな分野の取り組みなどを支援をし、新たな雇用や地域資源の活用を図っていくものでございます。

具体的には、6次産業化推進、農商工連携支援、新規ビジネス応援、対馬どぶろく特区活用支援などの取り組みに対して支援するもので、事業費は1，０００万円を予定をしてございます。

資料7ページをお願いします。同ページの下段でございますが、ＶＩＳＩＴ　ＴＳＵＳＨＩＭＡ事業でございます。予算書は１４ページの観光費でございます。国内からの誘客を図るとともに、Ｗｉ―Ｆｉ環境の整備、観光地等の多言語化の強化を図っていくものでございます。

具体的にはご当地プレーン事業といたしまして、機体のラッピング、パンフレットの搭載、機内でのアナウンスなどに６００万円、観光情報発信事業として観光情報誌等への観光宣伝情報の発信へ1，６３１万円、Ｗｉ―Ｆｉ環境の整備に９７２万円など、全体といたしまして3，３０3万円を予定をしてございます。

資料の１４ページをお願いいたします。上段の地域包括ケアシステム構築事業でございます。予算書は１２ページの保健衛生総務費でございます。２０２５年問題を見据え、住まい、医療、

介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステムの構築を検討するものでございます。検討委員会の開催経費等も含めまして７００万７,０００円を予定をしてございます。

また、これらのほか、林道開設事業、集会施設開設事業、小中学校屋内運動場改修事業など、それぞれ予定をしてございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

６番、脇本啓喜君。

○議員（６番　脇本　啓喜君）　本日これ配られたばっかりなんですが、この歳出のところ、ずっとざっと見ていきますと、委託料という名前がめちゃくちゃ多いですよね。合計４,２３６万５,０００円、これ設計とかそういうのを除いても、これですね。総額２億８,３００万円のうち１.５％が委託料。こういう事業が出てくるたんびにコンサルタント頼みという姿勢がずっと続いてます。

いろんな会議等に傍聴等もいきますが、一応若手職員がつくったことになっているというか、資料についての市民からの説明を求める質問があった際にも、簡単に言えば用語の説明、その程度のものも回答できない、そういう場面をよく見ます。市役所の職員を本当に育てよう、人材を育成しようという姿勢が今まで足りなかったんじゃないかと感じます。

コンサルタント頼みではなくて、しっかりと市役所の職員で組み立てられるように人材育成を行っていただきたいと、その点について、市長どういうふうに思われますか。

○議長（堀江　政武君）　市長、財部能成君。

○市長（財部　能成君）　全てがコンサル任せで、職員の育成ということが大切なんじゃないか、これからの地域づくりにとって必要なんじゃないかというお話だというふうに受けました。まさしくそのとおりでございます。

今その職員を育成をしていくという中途だとも思っております。早急に物事を進めていきたいと、地域づくりを進めていきたいという思いで職員採用の問題につきましても、社会人枠とかいう形で、一定の民間でのスキルを持った方たちを採用をしていきながら、今職員のほうにもそのような刺激を感じていただいておるところであります。

また、先だって、九州大学の先生が委員でお見えになりましたけども、会議に。その先生がおっしゃられた言葉ということで、委員の別の方から私に伝聞でございますけども、その先生は九州中を回っているそうですね、いろんな委員としてですね。

そういう中で、対馬に来るのが実は楽しいと、なぜならば職員が一生懸命やる気を出してやろうとしていることが、ほかの自治体とも違うところが見受けられるということも、法学部の先生

のほうから言葉が私のほうに伝聞で届きました。まだ当然、全員が育ったとかいうことは決して申し上げませんが、そういういろんな外の地を感じながら、どのようにすれば市民のためになるのかということを思って、職員も日々頑張ってくれているというふうに思っております。

また、職員研修等もしっかりと取り組んで私どももおるところであります。御理解をいただければと思います。

○議長（堀江　政武君）　６番、脇本啓喜君。

○議員（６番　脇本　啓喜君）　私も全ての職員がそうなんだというふうに言ってるわけではありません。一生懸命取り組んでらっしゃる方ももちろんいらっしゃる、感心させられる、自分で自腹を切って自己研さんに励んでらっしゃる職員もいらっしゃることは、もちろん私も承知しております。

ただ早く、このコンサル頼みというところから脱するためには、市の職員だけではなくて、地域の方をも、それから今度一般質問でも取り上げますがＮＰＯ等の活用方法、協力をしていただいて、今市がやっている仕事を、このままずっと市がやり続けることがいいのか、そういう方々と協力してやっていくのがいいのか、私は後者だと思ってます。

今後こういうＮＰＯ等新たな公共サービスの担い手について育成をしていく、そういう施策等もぜひ盛り込んでいただきたいということを要望して終わります。

○議長（堀江　政武君）　２番、小島徳重君。

○議員（２番　小島　徳重君）　今提案があった中で、プレミアム付きの商品券ということで、子育て世帯にはさらに１０％から２０％上乗せということで説明がありました。大変好ましいことだと思います。子育て世帯、大変奮闘してあるわけですから、私も一般質問の中でも、あす予定をしているんですけどもね、今回補正で取り上げていただいたということは大変期待をしております。

それで、この子育て世帯というのは、対象というか範囲をどのあたりに想定してあるのか。それから、一般のプレミアムの分と、それから子育ての分を枠を分けて設定するのか。枠は設定なしのままで子育て世帯には上乗せするのか、そのあたり、もし今の時点でわかっておれば御説明ください。

○議長（堀江　政武君）　総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間　壽郎君）　一般の現在時点での組み立てということで御理解いただきたいと思いますが、一般のプレミアム商品券につきましては、今のところ１万円で１万２，０００円分の商品券を発行し、生活支援を行うというような内容になっております。

それと、それに上乗せする形で子育て世帯については、この子育て世帯というのが福祉部の調査をいただいたところ、２，４３０世帯、これ中学生以下の子育て世帯です。（「中学生以下」

と呼ぶ者あり）はい、中学生以下の子供さんがいらっしゃる世帯が２，４３０世帯と、そのあたりを念頭に置いて組み立てを行ったものでございます。

ですから、一般のプレミアム付き商品券が仮に２０％としますと、それに加えて子育て世帯についてはさらに２０％上乗せして、４０％というような組み立てを現時点ではしておるところでございます。

○議長（堀江　政武君）　２番、小島徳重君。

○議員（２番　小島　徳重君）　およそのことはわかりました。それで子育て世帯という場合、中学生以下を想定してあるということですけど、高校生まで含めることは考えてないのかということを一度確認をしたいと思います。

○議長（堀江　政武君）　総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間　壽郎君）　９，５００万という全体の予算でございますので、今のところ子育て世帯に対する予算配分と申しますとおかしいですけど、約１，０００万を見込んでおりますので、こういうふうに全体として限られた予算ですので、一般の消費者についてと子育てとのバランスもございますので、予算的にもっとゆとりがあれば子育て世帯にも手厚くするということも可能なんでしょうけど、とにかく国の交付金、限られた予算ですので、その範囲内で現在組み立てているのが現状でございます。

○議長（堀江　政武君）　２番、小島徳重君。

○議員（２番　小島　徳重君）　もう、いいです。

○議長（堀江　政武君）　いいですか、はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第４５．発議第１号

○議長（堀江　政武君）　日程第４５、発議第１号、議会改革特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。１７番、大部初幸君。

○議員（１７番　大部　初幸君）　発議第１号を提出しますので、よろしく賛同お願いします。

発議第１号、対馬市議会議長堀江政武様、提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、同、小川廣康、同、脇本啓喜、同、小田昭人。

議会改革特別委員会の設置に関する決議、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をします。

提案理由、地方創生時代の今日、民意の反映が任務である議会の革新こそが議会の重要な使命であります。

中央集権時代の議会から脱して、地方創生の牽引役を議会が果たせるよう、また二元代表の一翼を担う議会が十分機能するためにも、議会の質的充実を図る改革が求められています。

このような状況のなかで、本市議会といたしましても、去る２月２４日に開催されました議員全員協議会において、議会の改革を図る目的で特別委員会を設置すべきとの申し合わせがなされたところであります。

よって、本定例会に議員発議として、議会改革特別委員会を設置することを提案するものであります。

議会改革特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記、１、名称、議会改革特別委員会、２、設置の根拠、地方自治法第１０９条及び対馬市議会委員会条例第６条、３、目的、対馬市議会の議員定数及び議会改革に係る調査、研究、４、委員の定数、２０名、議長を除く全議員です。５、期限、調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（堀江　政武君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。発議第１号、議会改革特別委員会の設置に関する決議について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長を除く全議員を委員に指名します。

これより正副委員長互選のため、議会改革特別委員会を議員控え室に招集します。

暫時休憩します。

午後２時52分休憩

午後３時08分再開

○議長（堀江　政武君）　再開します。

議会改革特別委員会の委員長に山本輝昭君、副委員長に渕上清君が決定しましたので報告します。

なお、委員会の議決により、特別委員会に議員定数部会及び議会活性化部会の２部会が設置されておりますので、あわせて御報告いたします。

日程第４６．請願第１号

○議長（堀江　政武君）　日程第４６、請願第１号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願を議題とします。

お諮りします。本請願は配付の議案審査付託表では総務文教常任委員会へ付託することにしておりますが、ただいま発議第１号により設置されました議会改革特別委員会の検討項目と目的を同じくするものであります。したがって、本請願は付託先を変更して、同特別委員会へ付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江　政武君）　異議なしと認めます。本件は議会改革特別委員会へ付託することに決定しました。

○議長（堀江　政武君）　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。あすは定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後３時10分散会